

コーポレートガバナンス

コーポレートガバナンスの基本的な考え方

ブラザー工業は、ブラザーグループがグローバルに展開するすべての活動の礎として「ブラザーグループ グローバル憲章」を定め、経営資源の最適化と顧客価値の創造により企業価値を長期的に高めることや、株主に対する積極的な企業情報の提供により企業の透明性を高め、株主との間に長期的信頼関係を築くことなどを、ブラザー工業のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方としています。



コーポレートガバナンス体制

ブラザー工業は、2015年11月に「ブラザー・コーポレートガバナンス基本方針」(ブラザー工業Webサイトに公開)を制定し、この基本方針に沿いガバナンス強化を図っています。

〈監査役会制度と執行役員制度〉

ブラザー工業の取締役会は、取締役11名(うち社外取締役5名)^{*}で構成され、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督にあっています。あわせて、ガバナンスの基本として監査役会制度(監査役5名、うち社外監査役3名)^{*}を採用し、取締役の職務執行を監査役が監査する体制を整えています。また、社内組織として執行役員制を導入することにより、業務執行と監督を分離し、意思決定の迅速化とガバナンスの強化を図っています。執行役員は取締役会で選任され、それぞれが担当する事業、各部門、およびグループ子会社の業務執行に対し責任を負っています。

〈独立社外取締役〉

ブラザー工業は、多くの独立社外取締役を選任し、外部からの客観的・中立的な視点で経営を監視することにより、経営に対する監督機能の強化を図っています。当社の独立社外取締役は、おのおのの豊富な経験、実績および見識に基づき、当社経営陣から独立した立場で、経営に対する助言、重要事項の決定を行うとともに、業務執行を監督しています。

〈指名委員会および報酬委員会〉

取締役および執行役員の選任および報酬に関する取締役会の機能の独立性・客観性を高めるため、取締役会の任意の諮問委員会として「指名委員会」および「報酬委員会」を設置しています。各委員会は、社外取締役5名および社内取締役1名の計6名^{*}で構成され、社外取締役が委員長を務めています。

指名委員会は、取締役・執行役員の選任基準の策定、候補者の選定、および最高経営責任者などの後継者計画につき、取締役会に答申します。

報酬委員会は、取締役・執行役員の報酬方針・体系の策定、および報酬水準・個別報酬額のレビューを行い、取締役会に答申します。

〈取締役会の実効性向上に向けて〉

ブラザー工業は、毎年、各取締役および各監査役が、取締役会の有効性・実効性等について評価を行い、その結果を取締役に提出します。取締役会は、その評価に基づき取締役会全体の有効性について分析・評価を行い、その結果の概要を「コーポレートガバナンス報告書」に開示しています。取締役会は、各取締役および各監査役から提示された意見を踏まえて取締役会の有効性のさらなる向上を図っていきます。

^{*} 2017年6月23日現在

役員報酬について

〈役員報酬の方針〉

ブラザー工業は、役員の明確な経営責任に基づく客観的かつ透明性のある報酬体系を定め、他企業の報酬水準や従業員の処遇水準も勘案した適正な報酬額の支給を行う方針としています。

〈役員報酬の構成〉

取締役の報酬については、当社所定の実績連動型報酬規則に基づき算定し、報酬委員会の検討および答申を受け、取締役会にて決定することとしています。

取締役の報酬の構成としては、①取締役全員を対象とする「基本報酬」、執行役員兼務取締役を対象とする報酬として、②事業年度ごとの業績に対する成果責任を反映した「業績連動報酬」および③長期的な企業価値向上へのインセンティブを高めるための「株式報酬型ストックオプション」の3つから構成されています。それぞれの報酬額は、当社所定の実績連動型報酬規則に基づき、一定の基準額に役位ごとに定められた係数を乗じて算定している他、「業績連動報酬」に

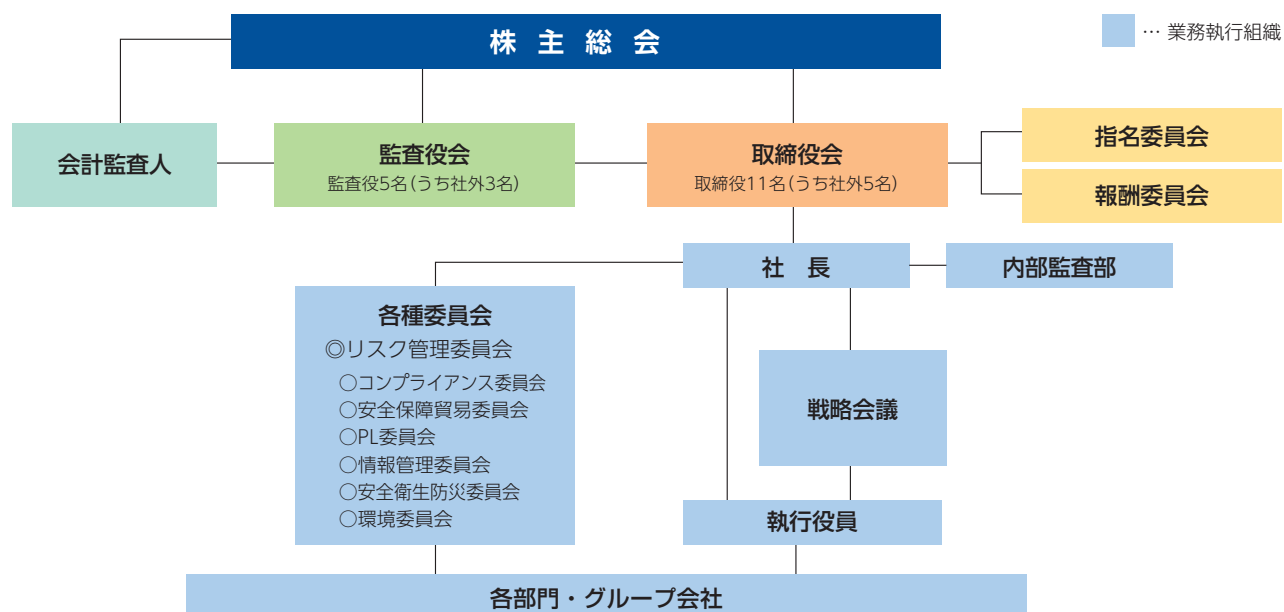
ついては、前事業年度の業績に対して当該規則に定めた査定方法により加減して算定しています。なお、「基本報酬」および「株式報酬型ストックオプション」は、株主総会にて決議された報酬限度額の範囲内にて、算定・支給しています。監査役の報酬については、株主総会にて決議された監査役報酬限度額の範囲内にて、当社所定の監査役報酬規則に基づいて監査役会で定めています。

区分	支給人員	支給額 (百万円)	報酬等の種類別総額		
			基本報酬 (百万円)	業績連動報酬 (百万円)	株式報酬型 ストック オプション (百万円)
取締役 (うち社外取締役)	11名 (5名)	360 (51)	218 (51)	82 (-)	58 (-)
監査役 (うち社外監査役)	8名 (4名)	72 (23)	72 (23)	- (-)	- (-)
合計 (うち社外役員)	19名 (9名)	433 (75)	291 (75)	82 (-)	58 (-)

(2016年4月1日から2017年3月31日までの1年間)

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。

ブラザー工業ガバナンス体制図
(2017年6月23日現在)



リスク管理体制

ブラザーグループにおけるリスクを識別、評価し、適切な対応指示を行う独立した経営管理組織としてリスク管理委員会（委員長：代表取締役社長）を設けています。これにより、内部統制と危機管理を含むリスク管理体制の充実を図っています。

また、リスク管理委員会の下部組織として以下の個別リスク委員会を設置し、それぞれの個別リスクに対応して、グループの重大なリスクを総合的にマネジメントしていく体制としています。発生時の影響が最高レベルと評価されたリスクについては「危機対応段階」と見なし、優先的に対応します。

〈コンプライアンス委員会〉

コンプライアンス（法令・企業倫理などの順守）に関する教育/啓発活動により、コンプライアンス意識の向上を図るとともに、違反行為の予防・再発防止に取り組んでいます。

〈安全保障貿易委員会〉

法規制に基づいて、適切な輸出取引や技術提供の管理にあたっています。また、法改正時の重要な案件審議のための委員会開催や社内監査、グループ会社への指導・教育によって、管理水準の維持・向上に努めています。

〈PL委員会〉

商品企画から研究・開発、設計・製造、販売・使用、修理・サービス、廃棄・処理に至る製品の安全性を確保するため、定期的に委員会を開催し組織的な取り組みをしています。

〈情報管理委員会〉

情報漏えいリスクなどに対応するために、会社に存在する情報および顧客情報の適切な管理方針を定め、グループ内へ展開しています。

〈安全衛生防災委員会〉

従業員の安全や健康の確保、災害の予防や災害時の被害の最小化を目的として、年間計画の審議、各施策の策定・実施、啓発などの活動を行っています。

〈環境委員会〉

環境担当役員が議長を務め、開発・技術・製造・総務に関連する分野の各担当役員以上が参加し、定期的にブラザーグループ全体で取り組まなければならない環境課題に対する施策を審議・決定しています。

社外取締役からのメッセージ

私たち、社外取締役5名は、出身の業界・その職歴も大きく異なっています。各自の経験を通して育んだ価値観をベースに、幅広い視点から質問や意見を述べ、経営の意思決定に寄与していくことが私たちの役割と認識しています。私も開発競争・海外事業展開・企業体質の向上など、グローバル市場で変化を続ける自動車業界での経験からさまざまな意見を述べています。また私たちの発言に対し、透明で真摯な対応を得ています。

取締役会は、活発で建設的な議論を行っており、高い水準のガバナンスが維持されているものと確信しています。

当社は、プリンティング市場の環境変化が加速する中、新中期戦略「CS B2018」の2年目に入っています。グループに加えたドミノ事業やこれからの成長事業領域へのパワーシフト・重点投資など「事業・業務・人材」の3つの変革により、複合事業企業への脱皮に取り組んでおり、私たちも共にチャレンジしてまいります。

社外取締役 深谷 紘一